

与謝野町

高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画

(令和6～8年度)【素案】

令和6年1月

与謝野町

目次

第1編 総論.....	1
第1章 計画策定にあたって.....	1
1-1 計画策定の目的.....	1
1-2 計画の位置付け.....	1
1-3 計画の期間.....	2
1-4 計画の策定.....	3
1-5 介護保険制度等の改正のポイント.....	4
第2章 高齢者を取り巻く現状と課題.....	9
2-1 人口・世帯の現状と動向.....	9
2-2 介護保険サービスの利用状況.....	12
2-3 相談支援や生活支援等の人員体制の状況.....	15
2-4 アンケート調査結果の概要.....	16
2-5 高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画の実施状況.....	27
2-6 計画課題.....	29
第3章 計画の基本理念・基本目標.....	32
3-1 基本理念.....	32
3-2 基本目標.....	33
3-3 施策体系.....	35
3-4 日常生活圏域の設定.....	38
第4章 計画の推進及び進行管理.....	39
4-1 計画の推進体制.....	39
4-2 計画の進行管理.....	39
4-3 自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止への取組及び目標設定.....	39
第2編 基本施策の推進.....	40
第1章 地域包括ケア体制の深化・推進.....	40
1-1 認知症ケア体制の充実.....	41
1-2 在宅医療と介護の連携の推進.....	44
1-3 住まい・住まい方の支援.....	46
1-4 地域共生社会の実現に向けた取組.....	48

第2章 介護予防の推進と包括的な相談支援体制の強化	49
2-1 介護予防・日常生活支援総合事業の推進.....	51
2-2 地域包括支援センターを中心とした支援体制の強化.....	56
2-3 任意事業の推進.....	59
第3章 高齢者の社会参加と暮らしの安心・安全の支援	61
3-1 社会参加・生きがいづくり.....	61
3-2 災害・感染症対策.....	63
3-3 高齢者が暮らしやすいまちづくり.....	64
第4章 ニーズに応じたサービス提供と介護保険事業の円滑な運営	65
4-1 介護予防給付・介護給付サービスの基本方針.....	67
4-2 要支援・要介護認定者数の推計.....	70
4-3 介護保険サービスの利用見込量.....	71
4-4 介護給付等の適正化への取組及び目標設定（市町村介護給付適正化計画）.....	77
4-5 サービスの質の向上.....	78
4-6 介護保険の円滑な運営.....	79
4-7 介護人材の確保に向けた取組の推進.....	81
4-8 共生型サービスの検討.....	82

第1編 総論

第1章 計画策定にあたって

1-1 計画策定の目的

本町では、令和3年3月に「与謝野町高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画（令和3～5年度）」を策定し、この計画に基づき、地域共生社会の実現に向けて、地域包括ケアシステムの深化・推進のため、高齢者施策を総合的に推進してきました。

この間、総人口の減少は続いており、平成30年からは65歳以上の高齢者数も概ね減少傾向に移行している一方、65歳以上の中で75歳以上の後期高齢者数は増加傾向であり、今後もこの傾向が続く見通しです。

「与謝野町高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画（令和6～8年度）」は、前述の計画の後継計画であり、後期高齢者数の増加に伴う一人暮らしや認知症の人の増加をはじめ、生活支援や介護を必要とする町民の今後の増加を見据えつつ策定します。

そして、本計画に基づき、団塊ジュニア世代が65歳以上となり、生産年齢人口が急減する令和22年を見据えつつ、人生100年時代を高齢者がいつまでも元気に、また安心して暮らすことができるよう、地域包括ケアシステムの深化・推進のための施策の推進と介護保険制度の円滑な運営のための取組を推進します。

1-2 計画の位置付け

(1) 根拠法等

本計画は、老人福祉法第20条の8の規定に基づく「老人福祉計画（高齢者福祉計画）」と介護保険法第117条の規定に基づく「介護保険事業計画」を一体的に策定した計画です。

また、介護保険法第117条第2項第3号及び第4号の規定による「市町村介護給付適正化計画」を内包するものです。

なお、国の基本指針（介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針）に即して策定するものです。

■根拠法

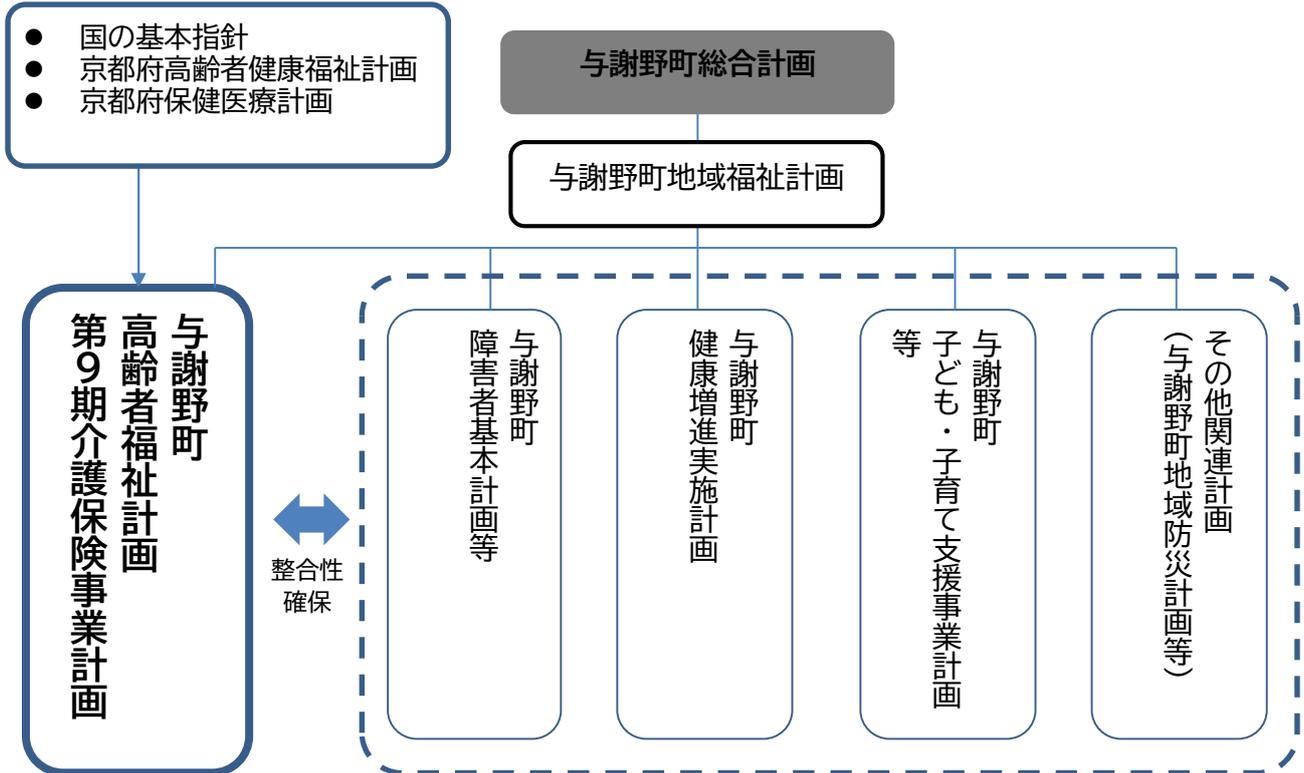
老人福祉法 第20条の8第1項	市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業（以下「老人福祉事業」という。）の供給体制の確保に関する計画（以下「市町村老人福祉計画」という。）を定めるものとする。
介護保険法 第117条第1項	市町村は、基本指針に即して、三年を一期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「市町村介護

保険事業計画」という。)を定めるものとする。

(2) 他の計画との関係

本計画は、京都府の医療計画等との整合性を図りつつ策定するとともに、町の総合計画や地域福祉計画を上位計画として、障害者基本計画や健康増進実施計画をはじめ、町の関連計画との整合性に配慮して策定します。

■他の計画等との関係



1-3 計画の期間

介護保険事業計画は、介護保険法に基づき3年を1期として計画策定が義務づけられており、本計画の期間は介護保険事業計画の第9期の期間である令和6年度から令和8年度までの3年間です。

■計画の期間



1-4 計画の策定

(1) 高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会の設置

本計画の策定にあたっては、被保険者代表、サービス提供事業者、居宅介護支援事業者、公益代表等の委員で構成する「与謝野町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会」を設置しました。

(2) 介護保険事業計画ワーキンググループの設置

本計画の策定にあたっては、保健・医療・福祉関係者等の意見を計画に反映するため、介護サービス事業所や地域包括支援センター職員等で構成する「与謝野町介護保険事業計画ワーキンググループ」を設置しました。

(3) パブリックコメントの実施

広く町民の声をお聞きするため令和6年1月25日から令和6年2月15日にかけて計画案に関するパブリックコメント（意見募集）を実施します。

1-5 介護保険制度等の改正のポイント

(1) 第9期介護保険事業計画の国の基本指針のポイント

第9期介護保険事業計画の国の基本指針のポイントは、次のとおりです。

■第9期介護保険事業(支援)計画の基本指針(大臣告示)のポイント(案)

【基本的考え方】

- 第9期計画期間中には、団塊世代が75歳以上となる2025年(令和7年)を迎える
- 高齢者人口がピークを迎える2040年を見通すと、85歳以上人口が急増し、医療・介護双方のニーズを有する高齢者など様々なニーズのある要介護高齢者が増加する一方、生産年齢人口が急減することが見込まれている
- 都市部と地方で高齢化の進みが大きく異なるなど、これまで以上に中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を踏まえて介護サービス基盤を整備するとともに、地域の実情に応じて地域包括ケアシステムの深化・推進や介護人材の確保、介護現場の生産性の向上を図るための具体的な施策や目標の優先順位を検討した上で、介護保険事業計画に定めることが重要となる

【見直しのポイント(案)】

1. 介護サービス基盤の計画的な整備

① 地域の実情に応じたサービス基盤の整備

- 中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、施設・サービス種別の変更など既存施設・事業所のあり方も含め検討し、地域の実情に応じて介護サービス基盤を計画的に確保していく必要
- 医療・介護双方のニーズを有する高齢者の増加を踏まえ、医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保、医療・介護の連携強化が重要
- 中長期的なサービス需要の見込みをサービス提供事業者を含め、地域関係者と共有し、サービス基盤の整備の在り方を議論することが重要

② 在宅サービスの充実

- 居宅要介護者の在宅生活を支えるための定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービスの更なる普及
- 居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、複合的な在宅サービスの整備を推進することが重要
- 居宅要介護者を支えるための、訪問リハビリテーション等や介護老人保健施設による在宅療養支援の充実

2. 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

① 地域共生社会の実現

- 地域包括ケアシステムは地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となり得るものであり、制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、地域住民や多様な主体による介護予防や日常生活支援の取組を促進する観点から、総合事業の充実を推進

- 地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保、体制整備を図るとともに、重層的支援体制整備事業において属性や世代を問わない包括的な相談支援等を担うことも期待
- 認知症に関する正しい知識の普及啓発により、認知症への社会の理解を深めることが重要
- ② デジタル技術を活用し、介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための医療・介護情報基盤を整備
- ③ 保険者機能の強化
- 給付適正化事業の取組の重点化・内容の充実・見える化
- 3. 地域包括ケアシステムを支える介護人材及び介護現場の生産性向上
- 介護人材を確保するため、処遇の改善、人材育成への支援、職場環境の改善による離職防止、外国人材の受入環境整備などの取組を総合的に実施
- 都道府県主導の下で生産性向上に資する様々な支援・施策を総合的に推進。介護の経営の協働化・大規模化により、人材や資源を有効に活用
- 介護サービス事業者の財務状況等の見える化を推進

出典：社会保障審議会 介護保険部会(第107回 令和5年7月10日)資料

(2) 第9期計画において記載を充実する事項

国の社会保障審議会介護保険部会では、「介護保険制度見直しに関する意見」等を踏まえて、第9期計画の策定にあたり、次のような記載内容の充実が提言されています。

■第9期計画において記載を充実する事項(案)

- 1 介護サービス基盤の計画的な整備
 - 中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、施設・サービス種別の変更など既存施設・事業所のあり方も含め検討し、地域の実情に応じて介護サービス基盤を計画的に確保していく必要性
 - 医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保、医療・介護の連携強化
 - サービス提供事業者を含め、地域の関係者とサービス基盤の整備の在り方を議論することの重要性
 - 居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、複合的な在宅サービスの整備を推進することの重要性
 - 居宅要介護者の在宅生活を支える定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービスの更なる普及
 - 居宅要介護者を支えるための、訪問リハビリテーション等や介護老人保健施設による在宅療養支援の充実
- 2 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組
 - 総合事業の充実化について、第9期計画に集中的に取り組む重要性
 - 地域リハビリテーション支援体制の構築の推進

- 認知症高齢者の家族やヤングケアラーを含む家族介護者支援の取組
- 地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保、体制整備等
- 重層的支援体制整備事業などによる障害者福祉や児童福祉など他分野との連携促進
- 認知症施策推進大綱の中間評価を踏まえた施策の推進
- 高齢者虐待防止の一層の推進
- 介護現場の安全性の確保、リスクマネジメントの推進
- 地域共生社会の実現という観点からの住まいと生活の一体的支援の重要性
- 介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための情報基盤を整備
- 地域包括ケアシステムの構築状況を点検し、結果を第9期計画に反映。国の支援として点検ツールを提供
- 保険者機能強化推進交付金等の実効性を高めるための評価指標等の見直しを踏まえた取組の充実
- 給付適正化事業の取組の重点化・内容の充実・見える化、介護給付費の不合理な地域差の改善と給付適正化の一体的な推進

3 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上の推進

- ケアマネジメントの質の向上及び人材確保
- ハラスメント対策を含めた働きやすい職場づくりに向けた取組の推進
- 外国人介護人材定着に向けた介護福祉士の国家資格取得支援等の学習環境の整備
- 介護現場の生産性向上に資する様々な支援・施策に総合的に取り組む重要性
- 介護の経営の協働化・大規模化により、サービスの品質を担保しつつ、人材や資源を有効に活用
- 文書負担軽減に向けた具体的な取組（標準様式例の使用の基本原則化、「電子申請・届出システム」利用の原則化）
- 財務状況等の見える化
- 介護認定審査会の簡素化や認定事務の効率化に向けた取組の推進

出典：社会保障審議会 介護保険部会(第107回 令和5年7月10日)資料

(3) 認知症基本法の成立

令和5年6月11日に成立した認知症基本法は、認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会（＝共生社会）の実現を推進することを目的とした法律です。

■共生社会の実現を推進するための認知症基本法 概要

1. 基本理念

- ①全ての認知症の人が、基本的人権を享有する個人として、自らの意思によって日常生活及び社会生活を営むことができる。
- ②国民が、共生社会の実現を推進するために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深めることができる。

- ③認知症の人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるものを除去することにより、全ての認知症の人が、社会の対等な構成員として、地域において安全にかつ安心して自立した日常生活を営むことができるとともに、自己に直接関係する事項に関して意見を表明する機会及び社会のあらゆる分野における活動に参画する機会の確保を通じてその個性と能力を十分に発揮することができる。
- ④認知症の人の意向を十分に尊重しつつ、良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービスが切れ目なく提供される。
- ⑤認知症の人のみならず家族等に対する支援により、認知症の人及び家族等が地域において安心して日常生活を営むことができる。
- ⑥共生社会の実現に資する研究等を推進するとともに、認知症及び軽度の認知機能の障害に係る予防、診断及び治療並びにリハビリテーション及び介護方法、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすための社会参加の在り方及び認知症の人が他の人々と支え合いながら共生することができる社会環境の整備その他の事項に関する科学的知見に基づく研究等の成果を広く国民が享受できる環境を整備。
- ⑦教育、地域づくり、雇用、保健、医療、福祉その他の各関連分野における総合的な取組として行われる。

2. 国・地方公共団体等の責務等

- 国・地方公共団体は、基本理念にのっとり、認知症施策を策定・実施する責務を有する。
- 国民は、共生社会の実現を推進するために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深め、共生社会の実現に寄与するよう努める。
- 政府は、認知症施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずる。
※その他保健医療・福祉サービス提供者、生活基盤サービス提供事業者の責務を規定

3. 認知症施策推進基本計画等

- 政府は、認知症施策推進基本計画を策定（認知症の人及び家族等により構成される関係者会議の意見を聴く。）
- 都道府県・市町村は、それぞれ都道府県計画・市町村計画を策定（認知症の人及び家族等の意見を聴く。）（努力義務）

4. 基本的施策

- ①【認知症の人に関する国民の理解の増進等】
 - ◆ 国民が共生社会の実現の推進のために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深められるようにする施策
- ②【認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進】
 - ◆ 認知症の人が自立して、かつ、安心して他の人々と共に暮らすことのできる安全な地域作りの推進のための施策
 - ◆ 認知症の人が自立した日常生活・社会生活を営むことができるようにするための施策
- ③【認知症の人の社会参加の機会の確保等】
 - ◆ 認知症の人が生きがいや希望を持って暮らすことができるようにするための施策

- ◆ 若年性認知症の人（65歳未満で認知症となった者）その他の認知症の人の意欲及び能力に応じた雇用の継続、円滑な就職等に資する施策
 - ④【認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護】
 - ◆ 認知症の人の意思決定の適切な支援及び権利利益の保護を図るための施策
 - ⑤【保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等】
 - ◆ 認知症の人がその居住する地域にかかわらず等しくその状況に応じた適切な医療を受けられることができるための施策
 - ◆ 認知症の人に対し良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービスを適時にかつ切れ目なく提供するための施策
 - ◆ 個々の認知症の人の状況に応じた良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるための施策
 - ⑥【相談体制の整備等】
 - ◆ 認知症の人又は家族等からの各種の相談に対し、個々の認知症の人の状況又は家族等の状況にそれぞれ配慮しつつ総合的に応ずることができるようにするために必要な体制の整備
 - ◆ 認知症の人又は家族等が孤立することがないようにするための施策
 - ⑦【研究等の推進等】
 - ◆ 認知症の本態解明、予防、診断及び治療並びにリハビリテーション及び介護方法等の基礎研究及び臨床研究、成果の普及等
 - ◆ 認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすための社会参加の在り方、他の人々と支え合いながら共生できる社会環境の整備等の調査研究、成果の活用等
 - ⑧【認知症の予防等】
 - ◆ 希望する者が科学的知見に基づく予防に取り組むことができるようにするための施策
 - ◆ 早期発見、早期診断及び早期対応の推進のための施策
- ※その他認知症施策の策定に必要な調査の実施、多様な主体の連携、地方公共団体に対する支援、国際協力

5. 認知症施策推進本部

- 内閣に内閣総理大臣を本部長とする認知症施策推進本部を設置。基本計画の案の作成・実施の推進等をつかさどる。
- ※基本計画の策定に当たっては、本部に、認知症の人及び家族等により構成される関係者会議を設置し、意見を聴く。

出典：社会保障審議会 介護保険部会(第107回 令和5年7月10日)資料